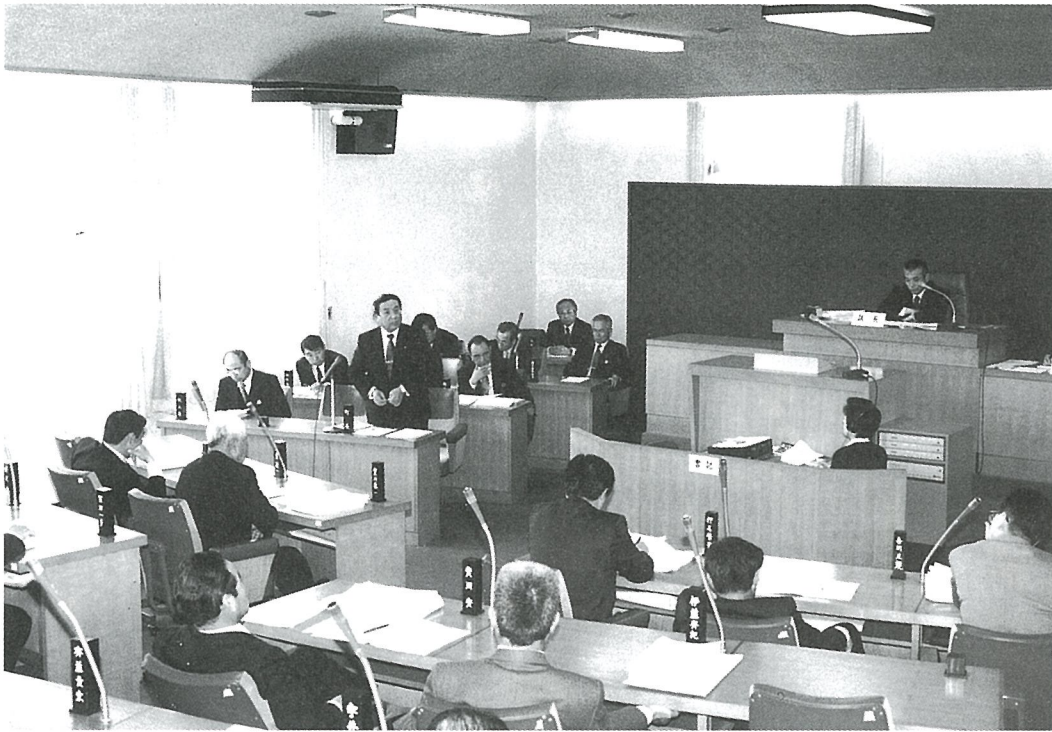


# 条例の制定や 新年度予算など17議案が可決



3月4日から16日までの13日間を会期として、3月定例町議会が開かれました。  
今議会では、条例の制定や一部改正、新年度予算など17議案が審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。  
(一般質問については、来月号に掲載します。)

### ◆専決処分の承認

国の第3次補正予算で措置された地域振興券支給事業に係る経費については、急施を要することから専決処分した旨の報告が行われ、承認されました。

内容については、国庫支出金を財源に地域振興券に係る支給対象者の把握から、申請、交付、換金に至るまでの経費9,034万6千円を平成10年度一般会計予算に追加し、総額57億5,954万5千円としました。

### ◆保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定

町民の健康増進及び福祉向上の拠点として建設が進められていた保健福祉センターが完成したことに伴って、地方自治法の規定に基づきその設置を定めるとともに、施設を効率的かつ適正に管理するための新たな条例が制定されました。

なお、保健福祉センターの名称は「健康福祉センター」「プラム」と決まりました。

### ◆福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正

既存の福祉作業所に代わる新たな福祉作業所が完成したことに伴って、条例の一部改正が行われました。

なお、新しい福祉作業所の名称は「横芝町福祉作業所」たん

ぽ」と決まりました。



5月にオープン予定の『健康福祉センター』と『福祉作業所』

### ◆青年館・集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

青年館に代わる施設として建設が進められていた屋形荒場集会所がこのほど完成し、その設置を定めるために条例の一部が改正されました。

なお、この集会所の完成によって町内の青年館が全て集会所となったため、既定の条例から「青年館」の字句が削除されました。

### ◆重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正

◆重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

精神薄弱の用語整理のための